

荒川区バリアフリー基本構想推進協議会等設置要綱

平成 27 年 2 月 6 日制定
(26 荒防交第 1176 号)
(副 区 長 決 定)
平成 28 年 11 月 24 日一部改正

(目的)

第 1 条 荒川区バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)及び地区別基本構想特定事業計画(以下「特定事業計画」という。)の推進に関し必要な事項を協議するため、荒川区バリアフリー基本構想推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 基本構想及び特定事業計画の推進等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 推進協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員 40 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体等の代表者
- (3) 交通事業者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 区職員

2 前項第 1 号から第 4 号までの委員の任期は、委員が委嘱され、又は任命された日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

(会長等)

第 4 条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、推進協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第 5 条 推進協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(検討委員会)

第 6 条 推進協議会に、調査、特定事業等を検討するため、次のとおり検討委員会を設置し、それぞれ所掌する。

- (1) 住民検討委員会 各種調査、協力及び推進協議会への提案等
- (2) 特定事業検討委員会 特定事業計画の内容についての調整

2 前項各号に規定する検討委員会(以下「各検討委員会」という。)は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体等の代表者
- (3) 交通事業者
- (4) 民間施設を管理する事業者等
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 区職員

3 前項第 1 号から第 5 号までの委員の任期は、委員が委嘱され、又は任命された日の属する年度の翌年度の 3 月 3 1 日までとし、再任を妨げない。

4 各検討委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

5 委員長は各検討委員会を代表し、会務を統括する。

6 住民検討委員会に副委員長を置き、委員の互選により選任する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 各検討委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第 7 条 協議会及び検討委員会に関する庶務を行うため、事務局を置く。

2 前項の事務局は、防災都市づくり部都市計画課とする。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、防災都市づくり部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和2年度荒川区バリアフリー基本構想推進協議会 委員名簿

NO.	区分		所 属	委 員 名	
1	学識経験者	会長	東京都立大学 大学院 人間健康科学研究科 准教授	橋 本 美 芽	
2			東京都立大学 大学院 人間健康科学研究科 准教授	石 橋 裕	
3	障害者団体等の代表者		荒川区視力障害者福祉協会 会長	長 島 清	
4			荒川区聴覚障害者協会 会長	大 石 泰 延	
5			NPO法人 荒川区高齢者クラブ連合会 理事	今 井 政 子	
6			荒川やさしい街づくりの会 代表	後 藤 俊 子	
7			荒川在宅難病患者会 代表	高 見 和 幸	
8			荒川区手をつなぐ親の会 会長	伊 東 と も 子	
9			荒川区私立幼稚園等父母の会連合会 会長	高 野 友 梨 苗	
10	交通事業者	鉄道	東京都 交通局 建設工務部 計画担当課長	草 深 玲 安	
11				東京地下鉄(株) 鉄道本部 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	村 里 誠
12				東日本旅客鉄道(株) 東京支社 総務部企画室 企画調整課長	塩 ノ 谷 浩 司
13				京成電鉄(株) 鉄道本部 計画管理部 鉄道企画担当課長	深 井 貴 幸
14				首都圏新都市鉄道(株) 技術部 計画課長	上 田 広 隆
15		バス	東京都 交通局自動車部 事業改善担当課長	与 田 伸 子	
16			京成バス(株) 営業部 乗合営業課長	坂 本 幸 裕	
17	国		国土交通省 関東運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課長	遠 藤 幸	
18	東京都		東京都 都市整備局 都市基盤部 交通政策担当課長	木 内 盛 雅	
19	近隣区		台東区 都市づくり部 計画調整課長	寺 田 茂	
20	施設管理者	国	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長	五 味 康 真	
21		東京都	東京都 建設局 第六建設事務所 補修課長	近 藤 拓 也	
22		荒川区	荒川区 防災都市づくり部 道路公園課長	諸 角 明 彦	
23			荒川区 防災都市づくり部 施設管理課長	的 場 寛	
24	交通管理者	警視庁	警視庁 荒川警察署 交通課長	杉 野 隆 平	
25				警視庁 南千住警察署 交通課長	川 原 井 豊 春
26				警視庁 尾久警察署 交通課長	三 橋 仁 美
27	区職員		防災都市づくり部長	松 土 民 雄	
28			防災都市づくり部参事 都市計画課長事務取扱	川 原 宏 一	
29			総務企画部 企画担当課長	中 野 猛	
30			福祉部参事 福祉推進課長事務取扱	吉 野 豊 喜	
31			子育て支援部 子育て支援課長	谷 井 千 絵	
	事 務 局		防災都市づくり部 都市計画担当部長	松 崎 保 昌	
			防災都市づくり部 都市計画課 交通計画担当係長	高 梨 純 一	
			防災都市づくり部 都市計画課 交通計画担当	齊 藤 悠 飛	
			防災都市づくり部 都市計画課 交通計画担当	阿 部 修 平	

敬称略